

# 姫路市請負工事成績評定基準 考查項目別運用表

## 土木 小規模工事

令和6年4月1日

主任監督員評定

1. 施工体制 — I. 施工体制一般

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 工事実績データ（コリンズ）の登録（受注時・変更時・完成時）は、監督員の確認を受けた上で契約後等の10日以内に行われている。
- 建設業許可票、労災保険関係成立票が現場において、適切に掲示されている。
- 施工体制台帳、施工体系図が整備（添付書類含む）され、施工体系図も現場に掲示され、現場と一致している。
- 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に行われている。
- 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( 0 % ) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……… d
- 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

1. 施工体制 — II. 配置技術者

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 現場代理人が工事全体を把握している。
- 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
- 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
- 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。
- 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
- 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
- 作業に必要な作業主任者を選任及び配置している。
- 作業に必要な専門技術者を選任及び配置している。
- 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( 0 % ) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……… d
- 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
- 施工計画書を、工事着手前に提出している。
- 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
- 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。
- 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
- 材料の品質証明書及び写真等を整理している。
- 工事打合せ簿を、不足無く整理している。
- 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)  
計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( 0 % ) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……… d
- 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……… e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 ー II. 工程管理

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
- 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
- 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
- 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
- 休日の確保を行っている。
- 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
- 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( 0 % ) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……… d
- 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- 過積載防止に取り組んでいる。
- 仮設工等の点検及び管理をチェックリスト等を用いて実施している。
- 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
- 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……… d
- 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 — IV. 対外関係

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

- × 外 「評価対象項目」
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について文書による指示事項が無い。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 第三者からの苦情が無い。若しくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
- 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
- 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかりやすく周知している。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)  
計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( 0 %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……… d
- 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……… e

評価：

## 主任監督員評定

### 3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

#### 【共通】

#### 【評価項目】

- a. 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。
- b. 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。
- c. 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。
- d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
- e. 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

- ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。
- ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。
- ⑤ 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。

評価：



## 主任監督員評定

### 3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

#### 【ばらつき評価】

##### 【評価項目】

- a. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。
- b. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。
- c. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a 及び b に該当しない。
- d. 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行う。
- e. 品質の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。

- ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
- ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。
- ④ 品質管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。
- ⑤ ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。

**評価：**

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【ばらつき評価が適当でない場合】

【評価項目】

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

- × 外 「評価対象項目」
- 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
- 緊急的な作業に対して迅速に対応している。
- 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘察し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取り組んでいる。
- 施工条件、気象条件を考慮して施工している。
- 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。
- 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。
- 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。
- その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。  
上記に該当すれば..... d
- 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。  
上記に該当すれば..... e

評価 :

主任監督員評定

5. 創意工夫 — I. 創意工夫

【施 工】

- 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
- コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
- 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
- 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
- 照明などの視界の確保に関する工夫。
- 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
- 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
- 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
- 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
- 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
- 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
- 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
- 特殊な工法や材料を用いた工事。
- 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。

【品 質】

- 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
- コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
- 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
- 配筋、溶接作業等に関する工夫。

【安全衛生】

- 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。  
※ 本項目は2点の加点とする。
- 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
- 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
- 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
- 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
- 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
- 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
- 環境保全に関する工夫。

【その他】

- その他
  
- その他

- ※ 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※ 2. 評価は各項目において1つ1点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※ 3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※ 4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

評点： 点

## 総括監督員評定

### 2. 施工状況 ー II. 工程管理

#### 【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

#### 「評価対象項目」

- 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
- 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- 災害復旧工事、小中学校の工事、施設等開業の工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- その他

#### ●判定基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

評価：

## 総括監督員評定

### 2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

#### 【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

#### 「評価対象項目」

- 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
- 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
- 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
- その他

#### ●判定基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

**評価：**

## 総括監督員評定

### 4. 工事特性 — I. 施工条件等への対応

- I 都市部等の作業環境、社会条件等への対応
- 1. 近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
  - 2. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
  - 3. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
  - 4. 緊急時に対応が特に必要な工事
  - 5. その他

※上記の対応事項に1つレ点が付けば3点の加点とし、最大6点とする。

(1. について)

- ・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事
- ・ ガス管、水道管、電話線等の地中埋設物があり、工事の影響が及ばないように特に注意を要した工事

(2. について)

- ・ ガス管、水道管、電話線等の支障物の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事
- ・ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事
- ・ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事

(3. について)

- ・ 市街地での夜間工事

(4. について)

- ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事
- ・ 作業環境が厳しい災害復旧工事で安全に滞りなく対応した工事

(5. について)

- ・ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事

II 厳しい自然・地盤条件への対応

- 6. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
- 7. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 8. その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

(6. について)

- ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）
- ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事
- ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事

(7. について)

- ・ イヌワシ等の猛禽類やオオサンショウウオ等の両生類などの貴重な動植物への配慮があった工事

(8. について)

- ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事
- ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

- 9. その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば10点の加点とする。

※ 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

評点： 点

## 総括監督員評定

### 6. 社会性等 ー I. 地域への貢献等

#### 「評価対象項目」

- 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- 定期的に応報紙等の配布をして、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- その他

- ※ 1. 特に評価すべき地域貢献事例を評価する。
- ※ 2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点で評価し、最大3点の加点点評価とする。
- ※ 3. 上記項目の他に評価に値する地域貢献等があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。

評点： 点



総括監督員評定

7. 法令遵守等 — I. 法令遵守等

【措置内容】

- 1. 指名停止3ヶ月以上
- 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
- 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
- 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
- 5. 文書注意
- 6. 口頭注意
- 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合
- 8. その他

点数 : 点

- 9. 項目該当なし
- ①本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承諾した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した、又は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

評点 : 点

担当課長評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

- × 外 「評価対象項目」
- 契約書に基づく設計図書の照査を行っていることが書面等で確認できる。
  - 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
  - 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが写真等で確認できる。
  - 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。
  - 工事材料の品質に影響が無いように工事材料を保管していることが確認できる。
  - 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
  - 建設副産物の再利用への取り組みを行っていることが確認できる。
  - 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。
  - 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。
  - 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。
  - 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
  - その他

●判定基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば…… d
- 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば…… e

評価：

## 担当課長評定

### 3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

#### 【共通】

#### 【評価項目】

- a. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。
- a'. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。
- b. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。
- b'. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項以上が該当する。
- c. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。
- d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
- e. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

#### 「評価対象項目」

- 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。
- 出来形確認が、適切な時期に適切な方法で行われていることが確認できる。
- 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- その他
  - ※ ばらつきの判断は別紙－4参照

- ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
- ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。
- ⑤ 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、判定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。

#### [マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。  
上記に該当すれば…………… d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。  
上記に該当すれば…………… e

評価：



担当課長評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【共通】

【評価項目】

- ばらつきで判断可能 (50%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%以下)
- ばらつきで判断可能 (80%を超える)
- ばらつきで判断不可能

○ × 外 「評価対象項目」

- 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
- 材料の品質照合の書類（現物照合）を整理し、品質の確認ができる。
- 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- 施工箇所以外の部分に損傷を与えないように工夫していることが確認できる。
- 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。
- 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。
- 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。
- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- 床掘箇所湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- C B R 試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- 鋼材の品質が、証明書で確認できる。
- 二次製品の品質照合の書類（現物照合）が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。
- 対象物に有害なクラック、損傷が無い。
- 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- その他

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( 0 % ) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。  
上記に該当すれば…………… d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。  
上記に該当すれば…………… e

**評価：**

## 担当課長評定

### 3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

#### 【共通】

#### 【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

#### 「評価対象項目」

- 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
- 仕上げが良い。
- 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- 施工対象物の通りが良い。
- 細部まできめ細やかな施工がされている。
- 全体的な美観が良い。
- クラック、隙間、がたつき等がない。
- 総合的な機能が良い。

#### ●判断基準

- |         |       |   |
|---------|-------|---|
| 該当5項目以上 | ..... | a |
| 該当4項目   | ..... | b |
| 該当3項目   | ..... | c |
| 該当2項目以下 | ..... | d |

評価：

# 姫路市請負工事成績評定基準 工事成績採点表

## 土木 小規模工事

令和6年4月1日



## 土木工事成績採点表

施工年度		案件番号		社内検査日																	
工事名		契約金額		完了年月日																	
		契約工期		完了確認日																	
工事場所		現場代理人		検査受付日																	
受注者		主任(監理)技術者		検査年月日																	
審査項目		主任監督員					総括監督員					担当課長									
		氏名					氏名					氏名									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0			
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0			
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0						+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0			
	III. 出来ばえ											+5.0		+2.5		0	-5.0				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※1						0 (≦20)														
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	0 (≦7)																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						0 (≦3)														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点									
評定点(65±加減点合計) ※3		① 点					② 点					③ 点									
評定点		④=①×0.4 点					⑤=②×0.2 点					⑥=③×0.4 点									
評定点計		⑦=④+⑤+⑥ 点																			
7. 法令遵守等 ※4		点					⑧ 点					点									
評定点合計 ※5		⑨=⑦-⑧ 点																			
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※6						履行					不履行					対象外				
所見 ※7																					

※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目とする。  
評価は、加点評価のみとし、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が行う。

※2 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目とする。  
評価は、加点評価のみとし、主任監督員が行う。

※3 評定点 = 65点 ± 加減点合計(1~6の評定)  
評定点(①~⑥)、評定点計(⑦)は、小数第1位まで記入する。

※4 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

※5 評定点合計 = 評定点計 - 法令遵守等  
評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

※7 所見は、審査項目以外で特筆すべき意見があれば記入する。

# 姫路市請負工事成績評定基準 細目別評定点採点表

## 土木 小規模工事

令和6年4月1日

### 細目別評定点採点表

工事名:						
考 査 項 目	細 別	主任監督員	総括監督員	担当課長	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.3 点	87.9 %
	II. 配置技術者	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 4.1 点	70.7 %
2. 施工状況	I. 施工管理	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		( ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 13.0 点	72.3 %
	II. 工程管理	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	( ) × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		6.1 / 8.9 点	68.5 %
	III. 安全対策	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	( ) × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		6.2 / 9.4 点	66.0 %
	IV. 対外関係	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.7 点	78.4 %
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	( ) × 0.4 + 2.8 = 2.8 点		( ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.3 / 14.9 点	62.4 %
	II. 品質	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		( ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 17.4 点	54.0 %
	III. 出来ばえ			( ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	6.5 / 8.5 点	76.5 %
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		( ) × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		3.3 / 7.3 点	45.2 %
5. 創意工夫	I. 創意工夫	( ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 5.7 点	50.9 %
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		( ) × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		3.2 / 3.8 点	84.2 %
7. 法令遵守等			( ) × 1.0 = 0 点		0	%
				評定点合計 (総合評点合計)	65.0 / 100 点	
8. 総合評価 技術提案等	技術提案等履行確認		履行 不履行 対象外			

- ※ (①+②+③)=細目別評価点
- ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
- ※ 総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

# 姫路市請負工事成績評定基準 工事成績評定表

## 土木 小規模工事

令和6年4月1日

## 工事成績評定表

施 工 年 度			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者 名			
契 約 金 額			
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
完 了 年 月 日		検 査 年 月 日	
現 場 代 理 人 氏 名			
監 理 ・ 主 任 技 術 者 氏 名			
考 査 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点 (修正された場合は修正前を ( ) 書き)	
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般	/ 3.3 点	
	II. 配 置 技 術 者	/ 4.1 点	
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理	/ 13.0 点	
	II. 工 程 管 理	/ 8.9 点	
	III. 安 全 対 策	/ 9.4 点	
	IV. 対 外 関 係	/ 3.7 点	
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出 来 形	/ 14.9 点	
	II. 品 質	/ 17.4 点	
	III. 出 来 ば え	/ 8.5 点	
4. 工 事 特 性 (加 点 の み)	I. 施 工 条 件 等 へ の 対 応	/ 7.3 点	
5. 創 意 工 夫 (加 点 の み)	I. 創 意 工 夫	/ 5.7 点	
6. 社 会 性 等 (加 点 の み)	I. 地 域 へ の 貢 献 等	/ 3.8 点	
7. 法 令 遵 守 等 (減 点 の み)		点	
評 定 点 合 計		/ 100 点	
8. 総 合 評 価 技 術 提 案	技 術 提 案 履 行 確 認	履 行	不 履 行 対 象 外

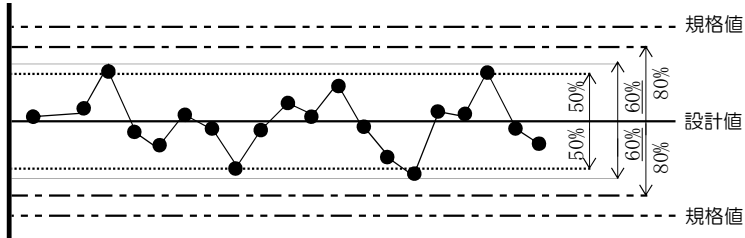
別紙-4

1. 出来形及び品質のばらつき考え方

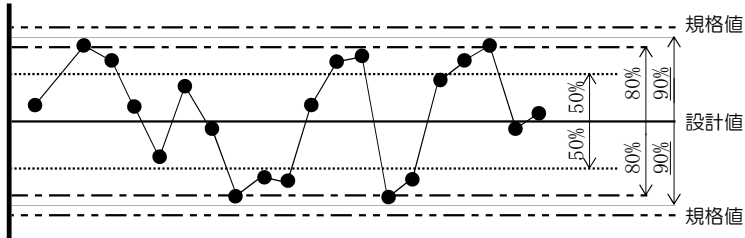
- (1) 10点以上の場合は、概ね50%、概ね80%以内に測定値が入っているか否かで判断し評価を行う。  
 (概ねとは、範囲を超えているものが、測定点数の20%以内で測定値の最大(小)値が50%の場合は規格値の60%以内、80%の場合は規格値の90%以内であることを言う。)
- (2) 5点以上10点未満の場合は、全ての測定点で50%、80%以内に測定値が入っているか否かで判断し評価を行う。(概ねは無し。)
- (3) 5点未満の場合は、ばらつきで判断不可能とし評価を行う。

〔管理図の場合〕

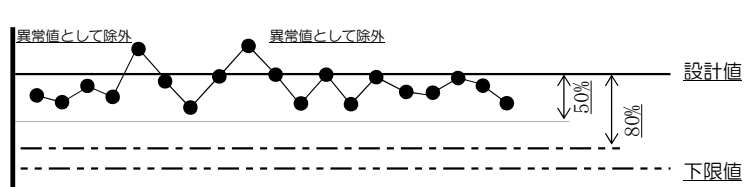
①ばらつきが概ね50%以下と判断される例



②ばらつきが概ね80%以下と判断される例



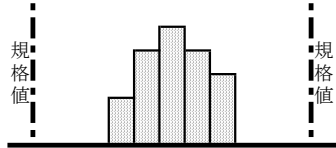
(設計値以上で下(上)限值のみの場合) (現場密度等)



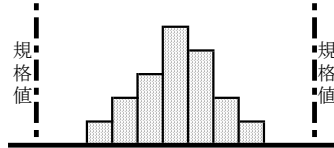
※19点-2点=17点で判断

〔度数表またはヒストグラムの場合〕

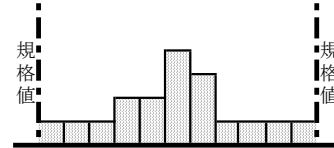
(ばらつきが小さい)



(ばらついている)



(ばらつきが大きい)



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 原則として、主たる工種で評価する。なお、主たる工種は設計額の最も大きいものとする。
- (2) 主たる工種の全体に占める割合が50%以上の場合は、第1工種のみで評価を行う。
- (3) 主たる工種の全体に占める割合が50%に満たない場合は、原則として、次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価を行う。
- (4) ただし、主たる工種に明確な優位性(第2工種の4倍以上)がある場合は、第1工種のみを評価対象とする。
- (5) 第2、第3工種に明確な優位差がない場合(5%未満)は、第1工種、第2工種及び第3工種の3工種を評価対象工種とする。
- (6) 複数工種の評価は、対象とした工種及びその他の工種を総合的に判断して行う。

3. その他

- ・「施工プロセス」のチェックリストを活用して、評定を行う。